

〔 平 14. 5 . 10 〕
〔 基礎小 13 - 4 〕

参 考 資 料

目

次

1. 消費税をめぐる経緯	1
2. 消費税の概要	4
3. 諸外国の付加価値税の実施状況（未定稿）	6
4. わが国税制の現状と課題（平成12年7月）（要約）－抄－	7

消費税をめぐる経緯

- 昭62.11.12 竹下総理、税制調査会に対し諮問
63. 4.28 税制調査会「税制改革についての中間答申」を決定
- 7.29 「税制改革法案」、「消費税法案」等を国会提出
- 12.24 「税制改革法案」、「消費税法案」等が可決・成立
-
64. 1. 6 「新税制実施円滑化推進本部」を設置（平成元年12月までに本部会合を計8回開催）
- 平元. 4. 1 消費税導入
- 9.28 野党四会派（社、公、民、連合）、消費税廃止関連法案を国会提出（代替財源関係は10.26）
- 11.24 税制調査会実施状況フォローアップ小委員会「中間報告」を総会に報告
12. 1 自民党、「消費税の見直しに関する基本方針」を決定
- 12.11 参議院において、消費税廃止関連法案を修正可決・衆院へ回付
- 12.16 第116回国会（臨時会）閉会、消費税廃止関連法案廃案
-
2. 3. 6 政府、「消費税見直し法案」を国会提出
- 4.19 野党四会派（社、公、民、進民連）、消費税廃止関連法案を国会提出
- 6.22 衆議院において、消費税見直し法案を可決・参院へ回付、消費税廃止関連法案を否決
- 6.26 第118回国会（特別会）閉会、消費税見直し法案廃案
- " 「税制問題等に関する両院合同協議会」設置
 （実質的な協議機関として専門者会議設置。3年10月までに計27回開催。）
- 10.30 税制調査会実施状況フォローアップ小委員会「消費税の中小事業者の事務負担等に配慮した諸措置に関する基本的考え方」を総会に報告

3. 4.25 「両院合同協議会」第4回会合
 { 「消費税に関する緊急措置についての考え方」に沿って議員立法により会期内に処理
 すること等について各党合意（共産党を除く） }
5. 8 「消費税法の一部を改正する法律案」成立（議員立法・全会一致）（3.10.1 施行）
-
5. 7.29 連立政権樹立に関する合意（八党派覚書）
9. 3 細川総理、税制調査会総会で挨拶（新たな諮問と受け止め、税制調査会審議開始）
- 11.19 税制調査会「今後の税制のあり方についての答申」を決定
6. 2. 2 細川総理、「国民福祉税（仮称）」の創設を含む「税制改革草案」を提案
- 2.17 「福祉社会に対応する税制改革協議会」発足（6.21の報告まで3小委を含め計188回開催）
- 3.29 「平成6年分の所得税の特別減税法案（附則を修正追加）」可決・成立（全会一致）
4. 8 細川総理、税制調査会に対し諮問
- 6.21 税制調査会「税制改革についての答申」を決定
- 〃 連立与党「福祉社会に対応する税制改革協議会」報告
- 6.29 新しい連立政権の樹立に関する合意（自・社・さ）
- 7.19 「与党税制改革プロジェクトチーム」第1回会合（9月22日まで計19回開催）
- 10.14 「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案」、「地方税法等の一部を改正する法律案」
 等（税制改革関連法）を国会提出
- 11.25 税制改革関連法案 可決・成立 { 消費税率の見直し期限 8. 9.30
 消費税に係る改正の施行日 9. 4. 1 }

- | | |
|-----------|---|
| 8 . 6.21 | 税制調査会「消費税率に関する意見」を公表 |
| 〃 | 与党税制改革プロジェクトチーム「消費税率に関する「検討」の結果」報告 |
| 6.25 | 「消費税及び地方消費税の税率について」閣議決定 |
| 9 . 1.21 | 「税制改革実施円滑化推進本部」を開催 |
| 4 . 1 | 税制改革関連法（消費税関係）の施行
<div style="margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費税率の引上げ及び消費税制度の改革 ・ 地方消費税の創設 </div> |
| 10.12.16 | 自民党と自由党の間で消費税の使途について合意 |
| 11 . 3.17 | 予算総則に「消費税の福祉目的化」を盛り込んだ平成11年度予算成立
（平成12年度予算以降も「消費税の福祉目的化」が図られている。） |
| 12 . 6.26 | 三党連立政権合意（自・公・保） |
| 7.14 | 税制調査会「わが国税制の現状と課題 - 21世紀に向けた国民の参加と選択 - 」を決定 |

消 費 税 の 概 要

項 目	制 度 の 概 要
課 税 対 象	(1) 国内取引 ----- 国内において事業者が行う資産の譲渡等 (2) 輸入取引 ----- 輸入貨物
納 税 義 務 者	(1) 国内取引 ----- 事業者 (2) 輸入取引 ----- 輸入者
課 税 標 準	(1) 国内取引 ----- 課税資産の譲渡等の対価の額 (2) 輸入取引 ----- 輸入の際の引取価格
税 率	4 % (注) 地方消費税 (消費税率 1 %相当) とあわせた税率は 5 %
納 付 税 額 の 計 算 (原 則)	消費税の納付税額 = 課税売上高 × 税率 (4 %) - 仕入税額 (注 1) 仕入税額控除を行うためには帳簿及び請求書等の保存が要件 (請求書等保存方式) (注 2) 地方消費税の納付税額 = 消費税の納付税額 × 地方消費税率 (2 5 %)
輸 出 免 税	輸出取引等 (貨物の輸出、国際輸送・通信等)
非 課 税	土地の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉、家賃等

項 目	制 度 の 概 要			
申 告 ・ 納 付 (注) 地方消費税は消費税に併せて申告・納付	(1) 国内取引 確定申告 個人事業者は翌年の3月末日までに、法人は課税期間の末日の翌日から2か月以内に申告・納付 中間申告			
	直前の課税期間の年税額		中 間 申 告 ・ 納 付 回 数	
	4 8 万円超 4 0 0 万円以下		年 1 回 (前課税期間の年税額の 1 / 2)	
	4 0 0 万円超		年 3 回 (前課税期間の年税額の 1 / 4 ずつ)	
	(2) 輸入取引 保税地域からの引取りの際に申告・納付			
中小企業に対する 特 例 措 置	(1) 事業者免税点制度 基準期間（前々年又は前々事業年度）の課税売上高が 3,000 万円以下の事業者は、納税義務が免除される。 (資本金が 1,000 万円以上の新設法人の設立当初の 2 年間については、適用されない。)			
	(2) 簡易課税制度 基準期間の課税売上高が 2 億円以下の課税期間については、選択により、売上げに係る税額にみなし仕入率を乗じた金額を仕入税額とすることができる。 (みなし仕入率)			
	第 1 種事業（卸売業） ----- 9 0 %		第 4 種事業（その他の事業） ----- 6 0 %	
	第 2 種事業（小売業） ----- 8 0 %		第 5 種事業（サービス業等） ----- 5 0 %	
	第 3 種事業（製造業等） ----- 7 0 %			

諸外国の付加価値税の実施状況（未定稿）

（2001年4月現在）

● OECD諸国	導入年月	● アジア	導入年月	● 中南米	導入年月	● アフリカ	導入年月	● その他	導入年月
・フィンランド	1964. 1	・イスラエル	1976. 7	・ブラジル	1967. 1	・コートジボワール	1960. 1	・エストニア	1992. 1
・デンマーク	67. 7	・インドネシア	85. 4	・ウルグアイ	68. 1	・セネガル	61. 3	・ロシア	92. 1
・フランス	68. 1	・台湾	86. 4	・エクアドル	70. 7	・ニジェール	86. 1	・ベラルーシ	92. 1
・ドイツ	68. 1	・フィリピン	88. 1	・ペルー	73. 1	・モロッコ	86. 4	・ウクライナ	92. 1
・オランダ	69. 1	・パキスタン	90.11	・ボリビア	73.10	・チュニジア	88. 7	・ラトビア	92. 1
・スウェーデン	69. 1	・バングラデシュ	91. 7	・アルゼンチン	75. 1	・マラウイ	89. 5	・モルドバ	92. 1
・ルクセンブルク	70. 1	・タイ	92. 1	・コロンビア	75. 1	・ケニア	90. 1	・フィジー	92. 7
・ノルウェー	70. 1	・ウズベキスタン	92. 1	・ニカラグア	75. 1	・マリ	91. 1	・ルーマニア	93. 7
・ベルギー	71. 1	・アルバイシャ	92. 1	・コスタリカ	75. 1	・ベナン	91. 5	・サモア	94. 1
・アイルランド	72.11	・トルクメニスタン	92. 1	・チリ	75. 3	・エジプト	91. 7	・ブルガリア	94. 4
・オーストリア	73. 1	・キルギス	92. 1	・ホンジュラス	76. 1	・南アフリカ	91. 9	・リトアニア	94. 5
・イタリア	73. 1	・アルメニア	92. 1	・パナマ	77. 3	・アルジェリア	92. 4	・マルタ	95. 1
・イギリス	73. 4	・カザフスタン	92. 1	・ハイチ	82.11	・ブルキナファソ	93. 1	・アルバニア	96. 7
・韓国	77. 7	・タジキスタン	92. 1	・ドミニカ共和国	83. 1	・ナイジェリア	94. 1	・クロアチア	98. 1
・メキシコ	80. 1	・グルジア	92. 3	・グアテマラ	83. 8	・マダガスカル	94. 9	・バヌアツ	98. 8
・トルコ	85. 1	・キプロス	92. 7	・トリニダード・トバゴ	90. 1	・モーリタニア	95. 1	・バブアニューギニア	99. 7
・ポルトガル	86. 1	・中国	94. 1	・ジャマイカ	91.10	・ガボン	95. 4	・スロベニア	99. 7
・スペイン	86. 1	・シンガポール	94. 4	・エルサルバドル	92. 9	・ザンビア	95. 7	・マケドニア	2000. 4
・ニュージーランド	86. 5	・ネパール	97.11	・パラグアイ	93. 7	・トーゴ	95. 7		
・ギリシア	87. 1	・スリランカ	98. 4	・ベネズエラ	93.10	・ギニア	96. 7		
・ハンガリー	88. 1	・モンゴル	98. 7	・バルバドス	97. 1	・ウガンダ	96. 7		
・日本	89. 4	・カンボジア	99. 1	・蘭領アンティール	99. 3	・コンゴ	97. 1		
・アイスランド	90. 1	・ベトナム	99. 1			・タンザニア	98. 7		
・カナダ	91. 1	・ヨルダン	2001.			・モーリシャス	98. 9		
・チェコ	93. 1					・ガーナ	98.12		
・スロバキア	93. 1					・カメルーン	99. 1		
・ポーランド	93. 7					・モザンビーク	99. 1		
・スイス	95. 1					・チャド	2000. 1		
・オーストラリア	2000. 7					・スーダン	00. 6		
						・ナミビア	00.11		
						・ルワンダ	01.		
						・ジンバブエ	02. 1		
								2001年4月現在の導入国数 123カ国 / 196カ国 （「地域」である台湾等を含む） （ は2001年4月現在で実施 を予定している国を指す）	

（注）OECD加盟国中、アメリカは付加価値税を実施していないが、州、郡、市により小売売上税を実施している。

（出所）MF資料等

(要 約) - 抄 -

第二 個別税目の現状と課題

三 消費課税

1 . 消費課税の意義

- 消費課税には、あらゆる世代に広く公平に負担を求めることができるとともに、ライフサイクルの一時期に負担が大きく偏らないという特徴があり、急速に少子・高齢化が進展している中で、その役割は、引き続き重要です。
- 消費課税は、水平的公平の確保に資するものと言うことができるほか、その税収が他の税と比べて景気変動による影響を受けにくいという特徴があります。
- 消費課税については、その負担が所得に対して逆進的であるという指摘がありますが、負担が所得に対して逆進的かどうかということは、個人所得課税、相続税などを含めた税制全体、ひいては、社会保障制度を含めた税財政全体を見て議論し、判断すべき問題です。
- 消費税の創設から現在に至る税制改革の流れの中においては、所得課税を税制の中心に据えつつも、消費課税のウェイトを高めるための努力が行われてきました。現在、消費課税は税体系の中で重要な役割を果たしています。

2 . 消費課税の現状 (略)

3 . 消費課税の課題

- 更に少子・高齢化が進展する 21 世紀を展望すると、勤労世代に偏らず、より多くの人々が社会を支えていくことが必要であり、消費課税の役割はますます重要なものになっていくと考えられます。
- その際、消費税の中小事業者に対する特例措置、仕入税額控除方式などのあり方について、制度の公平性、透明性及び信頼性の観点から、事業者の実務の実態なども踏まえながら、検討を行っていかねばなりません。

4 . 消費税

(課税対象)

- 消費税は、消費一般に広く公平に負担を求めることができ、消費選択などの経済活動に対して中立的であるという優れた特長を有しています。

○ 今後とも、このような消費税の特長を維持することが必要であり、非課税範囲の拡大を行うことは適当でないと考えます。
(税率)

○ 消費税(付加価値税)の税率は、それぞれの国における租税負担や税体系全体のあり方についての議論などを背景として設定されているものであり、単純な比較を行うことは適当ではありませんが、国・地方合わせて5%というわが国の税率水準は、先進諸国の中で最も低い水準にあります。

○ 消費税率を含めた今後のわが国の税制のあり方については、少子・高齢化がますます進展する中で、公的サービスの費用負担を将来世代に先送りするのではなく、現在の世代が広く公平に分かち合っていく必要があることを考慮しながら、国民的な議論によって検討されるべき課題であると考えます。

○ 軽減税率を設けるべきか否かという問題は、その時点における消費税率の水準の下で、税財政全体を通じて見てもなお、何らかの政策的配慮が必要かどうかという観点から検討し、その上で、政策的配慮の必要性和制度の中立性・簡索性との間の比較考量により判断すべき問題ですが、極力、単一税率の長所が維持されることが望ましいと考えます。

(中小事業者に対する特例措置)

○ 今後、消費税制度全体の見直しを行う際には、中小事業者に対する特例措置のあり方について、制度の公平性及び透明性と簡索性との間でどのように均衡を図るかという観点から、必要に応じ、見直しを検討することが適当です。

○ 事業者免税点制度については、相対的に規模が大きな免税事業者に対しては、課税事業者としての対応を求める方向で検討を行うことが重要と考えます。他方、免税事業者の事務処理能力は依然として低いことから、免税点の見直しについては慎重に議論する必要があるという意見がありました。

事業者免税点制度のあり方については、事業者の事務処理能力の実態を踏まえ、引き続き検討していくことが適当です。

○ 簡易課税制度については、事業者の実務の実態も踏まえながら、制度の公平性、透明性を高める観点から、適用上限の引下げなど、制度の縮小の方向で検討を行う必要があります。

(仕入税額控除)

○ 今後、消費税制度全体の見直しを行う際には、仕入税額控除方式のあり方について、税率構造や中小事業者に対する特例措置などとの関係を踏まえ、事業者間における取引の実態にも留意しつつ、制度の信頼性・透明性の観点から、検討を行うことが重要です。

○ その際、ヨーロッパ諸国のようなインボイス方式については、制度の信頼性・透明性に資する面がある一方で、免税事業者からの仕入れについては仕入税額控除が認められず、免税事業者が、課税事業者となることを選択しない限り、事業者間

取引から排除されかねないことについてどう考えるかという問題があります。

（消費税と価格との関係）

- 値札などに消費税等の額を含めた支払総額が表示されていないと、支払いの際に、所持金の不足、予期していた額を超える支払いといったことが生じ得ます。また、税込みと税抜きの価格表示が混在していると、価格の比較を行う上で不都合が生じかねません。

消費者の便宜を図る観点から、ヨーロッパ諸国の例を参考にしつつ、個々の財貨・サービスごとに、値札などにおいて消費税等の額を含めた支払総額が表示される「総額表示方式」の普及を図ることが適当と考えます。

（消費税と社会保障）

- 平成 11 年度及び 12 年度予算においては、消費税収のうち地方交付税分を除く国分を基礎年金、老人医療及び介護に充てることを予算総則に明記する「消費税の福祉目的化」が行われました。仮に、今後とも、消費税収（国分）の用途を福祉目的に特定していく場合、それ以外の歳出の規模と消費税以外の税収とをどのようにバランスさせていくのか、ということが大きな課題となります。
- 消費税を「福祉目的税化」し、その用途を制度的に福祉目的に特定すべきとの議論については、消費税は、今後、わが国の税財政にとってますます重要な役割を果たすべき基幹税であることなどから、慎重に検討すべきとの意見が多数ありました。

他方、将来、社会保障給付の増大への対応が重要な課題であり、消費税の充実が不可避であるとすれば、福祉目的税化も検討に値するとの意見がありました。

この問題は、税制、財政及び社会保障のあり方に深く関わる問題であり、今後、財政構造改革や社会保障制度のあり方などについての検討を踏まえつつ、国民的な議論が行われるべきものと考えます。

- 基礎年金等の社会保障を「税方式化」し、すべて消費税で賄うべきとの主張については、給付の性格を含めた社会保障制度の基本的な設計に関わる問題であることから、幅広い観点から国民的な議論が行われる必要があります。

(参考)

第一 基本的考え方

四 税制の検討の視点

3 . 税と社会保障

- 租税と社会保険料とは、法律に基づいて国民から負担を求める点で共通の性格を有しているため、税制を検討する際には、社会保険料の負担（社会保障負担）をも勘案するとともに、両者を併せた国民負担率を一つの政策的な目安としています。一方、社会保険料は、給付と負担が強く関連付けられている点で、租税とは異なる性格を有しています。
- 高齢化の進展に伴い社会保障給付の大幅な増大が見込まれる中、社会保障の給付とこれに見合う負担の水準、財源としての社会保険料と租税の組合せなどの社会保障制度そのものに関わる国民的な議論と選択が必要になります。
 - 社会保障、特に基礎年金の財源として、社会保険料に代えて全額税を充ててはどうかとの議論（税方式化論）がありますが、単に財源の調達の方の問題ではなく、社会保障の理念や制度の基本設計といった根幹に関わる問題です。予防的性格を持ち、負担の見返りとして給付の権利性が強い社会保険方式か、結果としての救済の性格が強い税方式かについては、個人の自立を基本とする社会における自己責任のあり方についてどう考えるかといった問題であり、消費税を財源とする場合には事業主の保険料負担が個人の租税負担に置き替わることや、社会保険料を廃止する分の税負担増のあり方などを含む幅広い観点から国民的な議論が行われる必要があります。
- 少子化対策の観点から、個人所得課税の児童に係る扶養控除を児童手当に代替させてはどうかという考え方があります。少子化対策としての効果や給付規模に見合う具体的な財源確保の方策などについて考える必要がありますし、特に、個人所得課税の基本に関わる問題があることに留意すべきです。